

令和7年度 乙部地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和7年10月7日（火）

No	懇談事項	説明	担当部課名
1	<p>災害時避難場所としての手代森ニュータウン内地域福祉センターについて</p> <p>2024年8月27日の線状降水帯豪雨時、手代森ニュータウン・滝村・沢目町内会へ出入りする道路は冠水して同地区はいわゆる陸の孤島状態となり、内水面氾濫が起こった。</p> <p>手代森ニュータウン・滝村・沢目三つの町内会の緊急避難場所は手代森ニュータウン内地域福祉センターに指定されているが、避難時収容想定人数は37名との説明を受けている。</p> <p>前回を超える豪雨により、土砂崩れ・土石流・浸水が生じた場合、避難者は37名を超えることが想定される。また、地域福祉センターは平屋建てであるため、浸水も懸念される。</p> <p>上記のような事態を想定して、収容人数の増加処置や屋上避難箇所の設置などの対策が考えられるが、市としてはどのような対応を考えているかをお聞きし、懇談したい。</p> <p>（手代森ニュータウン町内会）</p>	<p>まず、手代森の盛岡地域福祉センターを始め、指定避難所につきまして、町内会等で「地域で避難場所」として取り決めている事例があるものと伺っておりますが、市では地域ごとや自治会ごとに指定は行っておらず、また、災害時には状況に合わせて開設するため、同センターが必ずしも避難所として開設されるものでないことにつきまして御理解いただきたくお願いします。</p> <p>盛岡地域福祉センターは、市の指定避難所に指定しておりますが、その収容人数は、国の指針見直し（スフィア基準（※）に基づいた見直し）により、現在は、一人当たり 3.5m^2で算定し、収容想定人数は28人となっております。</p> <p>この収容想定人数については、人命にかかわる等の緊急時には、安全確保を優先し、収容想定人数によらず可能な限り受入れを行います。また、状況に応じて、近隣の避難所の開設や、移送等の対応を行うこととしております。</p> <p>なお、同センターは、前面道路は北上川の洪水浸水想定区域（浸水深50cm未満）となっておりますが、センター敷地は浸水想定区域にはなっておりません。</p> <p>また、同センターは、現在、盛岡市社会福祉事業団が所有し運営しており、同事業団からは、屋上について避</p>	<p>総務部 危機管理防災課</p>

令和7年度 乙部地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和7年10月7日（火）

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>難できるような構造となっておらず、現時点では建て替えや増築等の予定はないと伺っております。</p> <p>災害時の対応としましては、洪水や内水氾濫の発生のおそれがある場合は、浸水が始まる前の段階で、洪水浸水想定区域外にある避難場所や親戚宅等、安全な場所に避難していただくことが第一となりますので、気象情報や市からの防災情報に注意していただき、早期の段階で安全な場所に避難していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、令和7月8月1日に、市では「水害時に優先的に開設する避難所」や「自主避難所」を選定し公表しておりますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>(乙部地区内では、「手代森小学校(水害時優先)」、「乙部児童センター(水害時優先・自主)」となっております。)</p> <p>今後も、早期避難につながるよう防災情報を適切に発信・伝達してまいりますほか、現在、各地区で進めている「地域状況に即した避難等の防災計画である『地区防災計画』」の作成を通じて、地域の皆様と一緒に、早期に安全に避難できる方策を考えてまいります。</p> <p>※スフィア基準</p> <p>「紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた国際的な基準であるスフィア基準」</p>	

令和7年度 乙部地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和7年10月7日（火）

No	懇談事項	説明	担当部課名
		ア基準」に基づいて算定しており、パーティションや簡易ベッド等を設置することを想定した居住スペースを確保できる基準です。	

令和7年度 乙部地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和7年10月7日（火）

No	懇談事項	説明	担当部課名
2	<p>オンドマンドタクシーの導入について</p> <p>市内中心部とつながる縦（南北）のライン（路線バス）はあるが、横のラインは弱い（公共交通機関はない）。</p> <p>以前（50～60年前）は生活に必要なものは旧道（乙部町・寺の下）でほぼ賄うことができたが、現在小売店はほとんどなくなり、日常の買い物等は矢巾町への依存度を高めている。乙部町は町でなくなり、矢巾は町になった。利便性が増している。寺の下も昨年までは限界集落であった。買い物難民が増えている。</p> <p>東西もつながることで、乙部地区の利便性だけではなく、双方に経済メリットも発生する。</p> <p>交通不便者のための交通手段を確保する意味合いでも有用である。</p> <p>利用対象者 自分で乗り降りできる人</p> <p>運行場所（定型路線型とする）</p> <p>乙部老人センター→ファミリーマート→矢幅口→矢幅駅 帰りはこの逆</p> <p>運行日 月曜日から金曜日</p> <p>運行時間 行き 朝7時から1時間毎 最終17時（計11回） 帰り 朝8時から1時間毎 最終18時（計11回）</p> <p>料金 0円から500円の範囲 区分を設定</p> <p>予約型乗合タクシーとする。とりあえず実験でよい。 (寺の下自治公民館)</p>	<p>予約型乗合タクシーにつきましては、通常のタクシーと路線バスと異なり、利用者からの予約に応じて、予約利用者が乗り合わせて利用できるサービスであり、地域住民のおでかけの足を確保する交通手段の一つであると考えております。</p> <p>オンドマンドタクシーの導入に当たりましては、配車システムによる効率的な運行形態や運行経費の負担設定のほか、利用者の定着や運行事業者の確保など、採算性や継続性などの課題がありますことから、地域ニーズを把握しながら、地域実情に適した持続可能な交通手段を検討してまいります。</p> <p>なお、令和7年9月に策定した「盛岡都市圏地域公共交通計画」において、乙部地区は、既存の路線バスを主体としたエリア（県交通「長岡線」の沿線圏域）と、路線バスと連携して地域特性に合った交通モードにより移動手段を確保するエリアに設定しております。</p>	<p>建設部 交通政策課</p>